

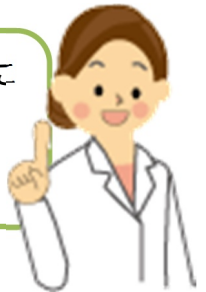


制度の概要



これまでの医療費控除は、1年間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費で10万円（総所得金額200万円未満の方は総所得金額の5%）を超える金額が対象となっていました。

しかし、平成28年度の税制改正で、新たに平成29年1月1日以降の1年間に支払った一定のスイッチ OTC 医薬品の購入金額で1万2千円を超えるものは8万8千円を限度として所得金額から控除できるようになります。



スイッチ OTC 薬とは



これまでは医師の判断でしか使用出来なかった医薬品を、薬局でも買えるようにしたものがスイッチ OTC 薬です。スイッチ OTC 薬が普及する事で、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分で手当するいわゆるセルフメディケーションの幅が広がる事になります。



対象となる OTC 薬品は

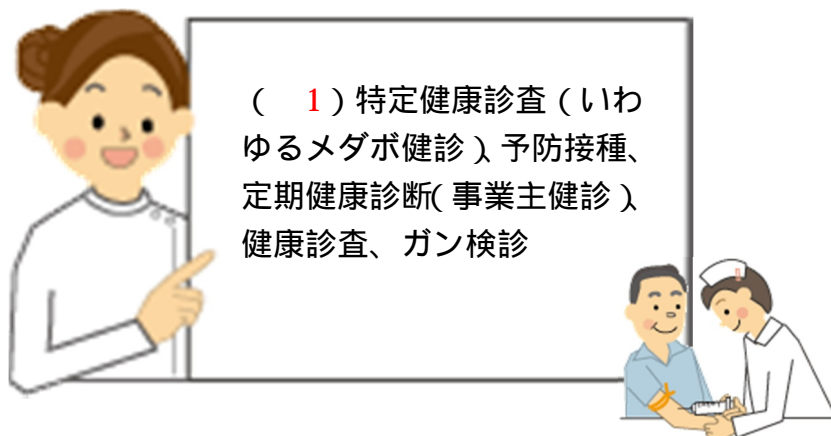


厚生労働省のホームページで、対象となる具体的な OTC 薬を確認する事が出来ます。また、対象製品のパッケージには各医薬品メーカーが任意で共通認識マークを表示する事から購入の際には参考になります。



対象となる人は

健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取り組み（ 1 ）を行った上で、対象となるスイッチ OTC 薬を購入した人になります。



これまでの医療費控除との併用は出来ません

金額面ではハードルが下がり、利用しやすくなったこの制度ですが、**注意点**として従来の医療費控除との併用が出来ません。従って、どちらの制度を利用するかは各人の判断となります。



従来の医療費控除はその対象が薬代のみならず医療費全般に及び、また限度額も 200 万円で高く設定されています。一方で支払った医療費が 10 万円以下の場合には制度を利用する事が出来ませんでした。

逆に OTC 薬控除は、対象は一定の OTC 薬のみに限られる上に健康の維持増進等の取り組み要件があり、また限度額も 8 万 8 千円となっています。ただし、家族全員で毎月千円超の対象 OTC 薬の購入があれば制度を受けられる可能性が出てきます。



今後は、両制度の特徴を把握した上で、どちらを選択した方が有利かを判断する事が重要になります。

